

# 広島県高等学校文化連盟規約

## 第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本連盟は、「広島県高等学校文化連盟」と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は会長校に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は本県高等学校生徒の芸術文化の健全な発展を図るとともに、情操豊かな生徒を育成することを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 芸術文化クラブの活動に関する調査研究
2. 芸術に関する発表会、講習会、研究会、鑑賞会等の諸行事の開催
3. 県外の各種行事への派遣事業
4. その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第4章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、広島県にあって本連盟の趣旨に賛同し加盟する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校・各種学校高等課程をもって組織する。

(専門部)

第6条 本連盟に、次に掲げる専門部を置く。

1. 演劇
2. 音楽（合唱・吹奏楽）
3. 日本音楽
4. 器楽・管弦楽（ギター・マンドリン・オーケストラ等）
5. 美術・工芸
6. 書道
7. 写真
8. バトントワリング
9. 放送文化
10. 文芸
11. 囲碁
12. 将棋
13. 小倉百人一首かるた
14. 郷土芸能
15. 自然科学

- 16. 軽音楽
  - 17. 新聞
  - 18. JRC・ボランティア
  - 19. 情報
  - 20. ダンス
  - 21. 弁論
2. 専門部は、次に掲げる団体をもって構成する。
- 広島県高等学校演劇協議会
  - 広島県高等学校音楽連盟
  - 広島県高等学校邦楽連盟
  - 広島県高等学校ギター・マンドリン連盟
  - 広島県高等学校美術連盟
  - 広島県高等学校書道連盟
  - 広島県高等学校写真連盟
  - 広島県高等学校バトントワリング連盟
  - 広島県高等学校放送文化連盟
  - 広島県高等学校文芸連盟
  - 広島県高等学校囲碁連盟
  - 広島県高等学校将棋連盟
  - 広島県高等学校小倉百人一首かるた連盟
  - 広島県高等学校郷土芸能連盟
  - 広島県高等学校自然科学連盟
  - 広島県高等学校軽音楽連盟
  - 広島県高等学校新聞連盟
  - 広島県高等学校JRC・ボランティア連盟
  - 広島県高等学校情報連盟
  - 広島県高等学校ダンス連盟
  - 広島県高等学校弁論連盟

## 第5章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- |    |         |      |
|----|---------|------|
| 1. | 会 長     | 1名   |
| 2. | 副 会 長   | 2名   |
| 3. | 理 事     | 若干名  |
| 4. | 専 門 部 長 | 各部1名 |
| 5. | 専門部委員長  | 各部1名 |
| 6. | 代 議 員   | 各校1名 |
| 7. | 監 事     | 若干名  |

2. 専門部長は、理事を兼任することができる。

(役員を選出)

第8条 本連盟の役員を選出は、次に掲げる方法による。

- 1. 会長及び副会長は、理事会において選出し、代議員会がこれを決定する。
- 2. 専門部長は、本規約第6条第2項に規定する各団体の長をもってあてる。
- 3. 専門部委員長は、専門部の長が指名する。
- 4. 代議員は、毎年度当初、加盟校から選出する。
- 5. 監事は、理事会において選出する。

(役員任期)

第 9 条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員職務)

第 10 条 本連盟の役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名によりその職務を代行する。
3. 理事は、代議員会の決議に基づき本連盟の企画・運営にあたる。
4. 専門部長は、当該専門部を代表し、その業務を統括する。
5. 専門部委員長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、職務を代行する。
6. 代議員は、加盟校を代表する。
7. 監事は、本連盟の会計事務を監査し、その結果を代議員会に報告する。

## 第 6 章 顧問及び参与

第 11 条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は会務に参与する。

## 第 7 章 会 議

(会 議)

第 12 条 本連盟の会議は、代議員会、理事会及び専門部委員長会とする。

2. 代議員会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 専門部委員長会の議長は、専門委員長の互選により選出する。
4. 会議は、委任状を含め、構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
5. 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員会)

第 13 条 代議員会は、代議員をもって構成し、毎年1回以上会長がこれを招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合又は代議員の4分の1以上の請求があった場合、臨時に招集することができる。

2. 代議員会は、次に掲げる事項について審議決定する。
  - (1) 本規約の改正並びに廃止に関すること。
  - (2) 事業計画・事業報告並びに予算・決算の承認に関すること。
  - (3) 会務の重要事項に属すること。

(理事会)

第 14 条 理事会は、理事をもって構成し、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2. 理事会において、理事は、専門部委員長から意見を聞くことができる。
3. 理事会は、次の事項について審議する。
  - (1) 代議員会に提出する議案に関すること。
  - (2) 代議員会の議決事項の執行に関すること。

- (3) 本規約第11条第2項に規定する顧問及び参与の委嘱に関すること。
- (4) 会務の緊急事項に属すること。

(専門部委員長会)

第14条の2 専門部委員長会は、専門部委員長をもって構成し、毎年1回以上事務局長がこれを招集する。

- 2. 専門部委員長の3分の1以上の請求があった場合、事務局長はこれを招集しなければならない。
- 3. 専門部委員長会は、本連盟の事業の運営及び事務局の業務全般について、事務局に対し意見を述べることができる。
- 4. 事務局は、専門部委員長に対し、本連盟の事業の運営及び事務局の業務に関することについて意見を聞くことができる。

## 第8章 事務局

(事務局職員)

第15条 本連盟の庶務・会計その他の事項を処理するため、事務局に次の職員を置く。

- 1. 事務局長 1名
  - 2. 事務局次長 1名
  - 3. 幹事 若干名
- 2. 事務局長、事務局次長及び幹事は、会長が委嘱する。
  - 3. 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理する。
  - 4. 事務局次長及び幹事は、事務局長の命を受け、会務に従事する。
  - 5. 事務局校は、次のとおり4年ごとに輪番とする。  
(国) 県立→ 市立(広島・呉・福山) → (国) 県立→ 私立→ (国) 県立

## 第9章 会計

(経費)

第16条 本連盟の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- 1. 会費
- 2. 負担金、補助金及び委託金
- 3. 寄付金
- 4. 広告料
- 5. 事業収入
- 6. その他

(会費)

第17条 本連盟の会費は、別表のとおりとする。

(会計年度)

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第10章 雑 則

(その他)

第19条 この規約の実施に必要な諸規定については、理事会の承認を得て、会長がこれを定める。

第20条 本規約第3条中の「高等学校生徒」とは、第5条の規定により本連盟を組織する、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に在籍している生徒、高等専門学校第3年次までの生徒及び専修学校・各種学校高等課程の修業年限が高等学校と一致している生徒をいう。

第21条 広島県高等学校文化連盟各専門部の次の役職に継続して5年以上にわたり奉職し、平成28年度以降退任する者を対象に、会長より感謝状を贈呈する。

- 1 専門部長
- 2 専門部委員長
- 3 専門部事務局長

付 則

1. この規約は、昭和60年7月13日から施行する。
2. 本連盟の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
3. 本規約第17条に規定する会費の納入については、本条別表(注)2の規定にかかわらず、設立初年度に限り、原則として加盟後60日以内に納入するものとする。

付 則

1. この規約改正は、平成4年4月1日から施行する。  
(第6条・専門部 11. 囲碁将棋 → 11. 囲碁 12. 将棋)

付 則

1. この規約改正は、平成4年6月9日から施行する。  
(第17条・別表 年会費学校単位 → 生徒一人あたり)

付 則

1. この規約改正は、平成6年6月7日から施行する。  
(第6条・専門部 13. 小倉百人一首かるた 加盟)

付 則

1. この規約改正は、平成7年6月6日から施行する。  
(第8条・役員の選出 第1項 会長・副会長の選出について)

付 則

1. この規約改正は、平成8年4月1日から施行する。  
(第17条・別表 年会費生徒一人あたり150円 → 300円)

付 則

1. この規約改正は、平成14年4月1日から施行する。  
(第15条・別表 事務局次長の設置・年会費の一部改正)

付 則

1. この規約改正は、平成15年4月1日から施行する。  
(第6条・第7.8.10条 14. 郷土芸能部門の設置・副部長の名称変更)

付 則

1. この規約改正は、平成18年6月10日から施行する。  
(第1条・第14条 高等学校芸術文化連盟→高等学校文化連盟・毎年2回以上→毎年1回以上)

付 則

1. この規約改正は、平成17年4月1日から施行する。  
(第17条関係(注) 会費納入期限 5月31日→6月30日)

付 則

1. この規約改正は、平成19年6月8日から施行する。  
(第3条 県内の高等学校及び盲・ろう・養護学校高等部における→本県高等学校生徒の)  
(第5条 本連盟の趣旨に賛同して加盟する県内の国・公・私立学校及び盲・ろう・養護学校高等部→広島県にあって本連盟の趣旨に賛同し加盟する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)特別支援学校高等部及び専修学校・各種学校高等課程)

付 則

1. この規約改正は、平成20年4月1日から施行する。  
(第17条関係【別表】年会費生徒一人あたり300円→450円、盲・ろう・養護学校高等部  
→特別支援学校高等部)

付 則

1. この規約改正は、平成24年6月8日から施行する。  
(第6条 全国高等学校総合文化祭の設置部門に準じ→削除 15. 自然科学, 16. 軽音楽  
の設置)  
(第6条 2. に広島県高等学校自然科学連盟、広島県高等学校軽音楽連盟の設置)  
(規約注釈の1 指導第二課を高校教育指導課に改める 規約注釈の2 (1) を削除する  
(2) を(1)に, (3) を(2)に改める)

付 則

1. この規約改正は、平成25年6月7日から施行する。  
(第6条 17. 英語 18. 新聞 19. ボランティアの設置)  
(第6条 2. に広島県高等学校英語部連盟, 広島県高等学校新聞連盟, 広島県高等学校ボラン  
ティア連盟の設置)  
(第12条 本連盟の会議は、代議員会及び理事会とする。→ 専門部委員長会を追加する)  
(第12条 3. を新設する 旧3. を4. とする 旧4. を5. とする)  
(第14条 2. 理事会において、理事は、専門部委員長から意見を聞くことができる。と改正)  
(第14条の2 (専門部委員長会) を追加する)  
(第5条 (中等教育学校後期課程を含む) の( ) をとる ~を含む→削除 特別支援学校高  
等部の次に高等専門学校を追加する)  
(【別表】に高等専門学校を追加する)  
(第20条を追加する)

付 則

1. この規約改正は、平成26年6月6日から施行する。  
(第6条 20. 情報 を設置する)  
(第6条 2. に広島県高等学校情報連盟を設置する)  
(第6条 19. ボランティアの名称を、JRC・ボランティアの変更する)  
(第6条 2. の広島県高等学校ボランティア連盟の名称を,  
広島県高等学校JRC・ボランティア連盟に変更する)

付 則

1. この規約改正は、平成28年6月3日から施行する。  
(第6条 21. ダンス および 22. 弁論を設置する)  
(第6条 2. 広島県高等学校ダンス連盟 および 広島県高等学校弁論連盟を設置する)  
(第15条 5. 事務局校の輪番を明記する)  
(国) 県立→ 市立 (広島・呉・福山) → (国) 県立→ 私立→ (国) 県立

付 則

1. この規約改正は、平成29年6月2日から施行する。  
(第6条 17. 英語 を廃止し、17. 新聞 18. JRC・ボランティア 19. 情報  
20. ダンス 21. 弁論 とする)  
(第6条 2. 広島県高等学校英語部を廃止する)  
(第21条 感謝状の贈呈についてを追加する。)

【別表】（第17条関係）

広島県高等学校文化連盟会費

区 分	年 会 費
全日制課程（分校を含む）	生徒1人あたり450円
通信制課程	1校あたり5,000円
定時制課程	
特別支援学校高等部	
高等専門学校	
専修学校・各種学校高等課程	

- (注) 1. 会費は、原則として当該年度の6月30日までに学校ごと一括して納入するものとする。その際、会員は全校生徒とし、生徒数は当該年度の5月1日現在の在籍生徒数によるものとする。

規 約 注 釈

- 事務局《第2条関係》について  
「事務局は、会長校に置く。」としているが、当分の間県教育委員会高校教育指導課が事務局に協力するものとする。
- 専門部及び構成団体《第6条関係》について
  - 専門部の追加については、本規約の改正をもって対処する。また、構成団体の追加についても同様とする。
  - 各構成団体は、本来連盟から独立して自主的に活動すべき存在であるが、活動内容の重複を避け、両者の協力・統合を図る意味から、構成団体として本連盟に位置づけ、各団体の連合組織としての役割も果たすこととする。
- 役員《第7条関係》について  
役員のうち「理事」の内訳は、次のとおりとする。  

専門部長	21名（専門部各1名）	
校長会代表	7名	
教頭会代表	2名	計30名
- 事務局輪番（第15条関係）について  
平成12年6月27日に開催された「第2回理事会」における議決事項であり、これまでに次のような経過をたどってきた。

平成 3年度～平成12年度	広島県立広島井口高等学校
平成13年度～平成16年度	広島市立基町高等学校
平成14年度～平成20年度	広島県立広島観音高等学校
平成21年度～平成22年度	広島学院高等学校
平成23年度～平成24年度	修道高等学校
平成25年度～平成28年度	広島県立広島観音高等学校
平成29年度～平成32年度	広島市立舟入高等学校